

議案第48号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例施行規則の廃止について

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

令和8年3月26日提出

北九州市教育委員会

教育長 太田清治

提案理由 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例の一部改正に伴い、教職員の旅費を北九州市旅費条例に規定する職員の例により取り扱うこととするため、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例施行規則を廃止する必要があるため、この議案を提出するもの。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例施行規則の廃止について

1 改正理由

教職員の旅費制度については、北九州市旅費条例（昭和 38 年北九州市条例第 102 号）の大部分を準用し、教職員の実情に合わせ一部独自の規定を設けていたが、北九州市旅費条例の大幅改正を受け、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例（平成 28 年北九州市条例第 59 号）から独自規程を削除したため、関係規定を廃止するもの。

2 改正内容

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例施行規則（平成 29 年教育委員会規則第 13 号）を廃止する。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

4 経過措置

施行期日より前の旅行命令等に係る旅行については、廃止前の規則を適用する。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例
施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 8 年 月 日

北九州市教育委員会

教育長 太 田 清 治

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に
関する条例施行規則を廃止する規則

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する施行
規則（平成 2 9 年北九州市教育委員会規則第 1 3 号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条
例の一部を改正する条例（令和 7 年北九州市条例第 5 9 号）付則第 2 項の規
定により従前の例によることとされた旅行については、なお、従前の例によ
る。